

個人情報取扱規程

[理念]

第1条 当院患者・利用者の個人情報の保護、適正運用を図り、個人の権利利益を保護するとともに当院の医療理念に基づき、患者・利用者と医療者とが良好なコミュニケーションを築き、安心して診療・健康診断を受けることができることを基本理念とする。

[目的]

第2条 病院における日常業務は患者・利用者の個人情報を取り扱うものである。「個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」ことを踏まえて、当院にて個人情報を取り扱うすべての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない。

[個人情報の内容]

第3条 当院の患者・利用者の個人情報とは、氏名、年齢、性別、住所など特定の個人を識別することができるもの全てをいう。また、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含める。

2. 当院が保有する個人情報は、外来診療録、入院診療録、処方箋、手術・麻酔記録、助産録、看護記録、エックス線写真、リハビリテーション記録、紹介状、入院診療抄録、調剤録、検査の写真（内視鏡・エコーなど）調剤録、健診録、診療報酬明細書（レセプト）などとして記録、保存され、一部はコンピュータ内に電子媒体として記録、保存されているものをいう。

[個人情報利用目的の特定と通知]

第4条 個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的を出来る限り特定しなければならない。

2. 利用目的を院内掲示により明示、並びにホームページ等に公表しなければならない。
3. 利用目的を変更する場合には、本人へ通知又は公表しなければならない。
4. 法令に定められた特定の場合には、本人への通知また同意なしで個人情報を取り扱うことが出来る。

[個人情報の適正な取得と、個人データ内容の正確性の確保]

第5条 診療録などには、当院患者・利用者の診療上得られた情報が正確に、詳細に又、即時性に記録されなければならない。

2. 診療録は、当院医療情報管理室運営委員会規程の取扱要綱にもとづいて記載する。
3. 診療等のために必要な過去の受診歴等については、真に必要な範囲について、本人から直接取得するほか、第三者提供について本人の同意を得た者から取得することを原則とする。
4. 親の同意なく、十分な判断能力を有していない子どもから家族の個人情報を取得してはならない。
5. 適正な医療サービスを提供するという利用目的の達成に必要な範囲内において、

個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めねばならない。

6. コンピュータ上の記録、閲覧には、職員各人に個別のID番号、パスワードを割り当て責任の所在を明確にするとともに、職種により、記録、閲覧の内容に制限を加えるものとする。

[安全管理体制]

第6条 診療録など個人データの漏えい、滅しつ、又はき損の防止のため当院の職員および委託職員は、当院の「個人情報安全管理規程」に基づいて個人データを取り扱わなければならない。

2. 病院管理者は「個人情報安全管理規程」を別に設け、個人情報の安全管理について監督する義務を有する。

[守秘義務]

第7条 「個人情報保護法」ならびに医師の守秘義務を定める「刑法第134条」ほか各資格法及び独立行政法人地域医療機能推進機構職員就業規則第17条の規定を遵守し、当院で知りえた個人の情報を漏えいしてはならない。

[個人情報の開示]

第8条 診療録などの開示については当院の「診療記録等の開示に関するガイドライン」にもとづいて適正にまた速やかに行う。

[第三者への個人情報提供]

第9条 第三者への個人情報の提供は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

1. 法令に基づいて個人情報を利用する場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために個人情報の必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

[個人情報に関する相談窓口]

第10条 当院の患者・利用者からの個人情報に関する相談・苦情・説明などの対応は「医療相談室」担当の者をもってこれに充てる。

[委員会の設置]

第11条 当院の個人情報取扱規程を円滑に適正に運用するため「個人情報保護委員会」を設置する。

付 則

[施行日]

本規程は平成17年4月1日から施行する。

本規程は平成22年10月1日から施行する。

本規程は平成26年4月1日から施行する。

本規程は平成28年1月1日から施行する。

本規程は令和4年11月1日から施行する。